

船舶事故等調査報告書

平成25年6月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第67号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年4月21日 18時43分ごろ
発生場所	境港 鳥取県境港市所在の境港防波堤灯台から真方位275°1,250m付近 (概位 北緯35°33.2′ 東経133°15.5′)
事故等調査の経過	平成24年4月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 貨物船 <sup>ハオファン</sup> HAO FAN 3（キリバス共和国籍）、2,479トン 8651207（IMO番号）、ZHEJIANG HAOFAN SHIPPING Co. LTD.
乗組員等に関する情報	船長（中華人民共和国籍）、免状不詳
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷等
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか12人（中華人民共和国籍11人、ミャンマー連邦共和国籍1人）が乗り組み、木材パルプ約2,313tを積み、船首約3.4m、船尾約4.1mの喫水で境港外港岸壁において、離岸作業を行い、係船索を解らんし、入港時に4節伸出していた右舷錨鎖を巻き込みながら、離岸を開始した。</p> <p>船長は、左舷側から南寄りの強風が吹く中、機関を微速力前進とし、岸壁前の水路内で右回頭を始めたところ、海中に投棄された漁網やロープが揚錨中の錨鎖に絡み、錨鎖の巻き込みを続行できなくなったので、船首配置の乗組員に錨鎖から漁網を切り落とさせたり、外させたりしながら、少しずつ錨鎖を巻き込ませた。</p> <p>本船は、水路中央付近で機関を停止したところ、船首を北西に向けた状態で風及び東流の潮流に航路外まで圧流されたので、機関を使用して態勢を立て直そうとしたが、平成24年4月21日18時43分ごろ境港外港岸壁の対岸の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、翌22日00時37分ごろ引船に引かれて離礁した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：潮流 東流約1ノット(kn)、潮汐 下げ潮の中央期</p> <p>鳥取県米子地区には、本事故当時、暴風警報及び波浪注意報が発令されていた。</p>
その他の事項	船長は、発航後、港外で荒天避泊するつもりであった。

	<p>右舷錨鎖は、本事故発生時、約1節が船首甲板上まで巻き込まれていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、境港外港岸壁において、陸側からの風及び約1knの東流の潮流を受けて離岸作業中、入港時に使用した右舷錨鎖を巻き込みながら、岸壁前の水路内で回頭する際、投棄された漁網やロープが錨鎖に絡み、連続して錨鎖を巻き込むことができなくなったことから、風潮流に圧流され、対岸の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、境港外港岸壁において、陸側からの風及び約1knの東流の潮流を受けて離岸作業中、入港時に使用した右舷錨鎖を巻き込みながら、岸壁前の水路内で回頭する際、投棄された漁網やロープが錨鎖に絡み、連続して錨鎖を巻き込むことができなくなったため、風潮流に圧流され、対岸の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風が強いときには、圧流されることを考慮し、使用していない錨も投錨できるように準備をしておくことや操船支援のための引船の準備をしておくことが望まれる。</li> </ul>